

定 款 構 成

項 目		条
第1章 総 則	名 称	第 1 条
	事務所	第 2 条
	目 的	第 3 条
	特定非営利活動の種類	第 4 条
	事 業	第 5 条
第2章 会 員	会員の種類	第 6 条
	入会及び会費	第 7 条
	退 会	第 8 条
	除 名	第 9 条
	会費等の不返還	第 1 0 条
第3章 役 員	役員の種類及び定数	第 1 1 条
	選任等	第 1 2 条
	職 務	第 1 3 条
	任期等	第 1 4 条
	解 任	第 1 5 条
	報酬等	第 1 6 条
第4章 会 議	会議の種別	第 1 7 条
	会議の構成	第 1 8 条
	会議の権能	第 1 9 条
	会議の開催	第 2 0 条
	招 集	第 2 1 条
	会議の運営方法	第 2 2 条
	議 長	第 2 3 条
	定足数	第 2 4 条
	議 決	第 2 5 条
	書面表決等	第 2 6 条
	議事録	第 2 7 条
	資産の構成	第 2 8 条
第5章 資産及び会計	資産の区分	第 2 9 条
	会計の区分	第 3 0 条
	事業計画及び活動予算	第 3 1 条
	事業報告及び決算	第 3 2 条
	事業年度	第 3 3 条
	定款の変更	第 3 4 条
第6章 定款の変更、 解散等	解 散	第 3 5 条
	合 併	第 3 6 条
	残余財産の帰属先	第 3 7 条
	事務局	第 3 8 条
第7章 雑 則	公告の方法	第 3 9 条
	実施規則	第 4 0 条
附 則		

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人山口せわやきネットワークと称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を山口市に置く。

(目 的)

第3条 本会は、市民及び市民団体を応援し、もって、みんなの幸せを考え、誰もが住みよいまちづくりを目指した新しい社会システムの構築を図ることにより、社会の公益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表に掲げる「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」「社会教育の推進を図る活動」「まちづくりの推進を図る活動」「人権の擁護又は平和の推進を図る活動」「子どもの健全育成を図る活動」「職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動」及び「特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」を行う。

(事 業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 市民活動に関すること

- ①市民のまちづくり意識向上のしくみづくり事業
- ②市民のまちづくり参加のしくみづくり事業
- ③市民のまちづくり活動展開のしくみづくり事業

(2) その他の特定非営利活動に関すること

- ①住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく要配慮者の居住の支援に係る事業（居住支援法人）
- ②児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）
- ③子育て短期支援事業・夜間養育事業
- ④放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

(3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の種類)

第6条 本会には、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

(1) 正会員 本会の目的に賛同し、活動推進を図るために入会した個人

(2) 賛助会員 本会の目的に賛同する個人及び法人・団体

(入会及び会費)

第7条 本会の会員になろうとする者は、会費を払い込むことによって会員となることができる。

2 会費の額は、別に定める。

(退 会)

第8条 会員は、別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が、次のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、退会したものとみなすことができる。

(1) 本人が死亡したとき

(2) 会費を1年以上滞納したとき

(除 名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、これを除名することができる。

(1) 法令、本会の定款又は規則に違反したとき

(2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき

(会費等の不返還)

第10条 本会は、既に納入された会費その他の抛出金品は返還しない。

第3章 役 員

(役員の種類及び定数)

第11条 本会に、次に掲げる役員を置き、理事をもって特定非営利活動促進法上の理事とする。

(1) 理 事 3人以上

(2) 監 事 1人以上

2 理事のうち、1人を代表、1人を副代表とする。

(選任等)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表及び副代表は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 他の同一の団体で理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない

5 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

(職 務)

第13条 代表は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表が事故あるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本会の財産の状況を監査すること。

(3) 前二号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正

の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第14条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、第1項の規定に関わらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了の後においても、第11条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(解任)

第15条 役員が、次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

第16条 役員は、その総数の3分の1の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 会議

(会議の種別)

第17条 本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

第18条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 監事は、総会及び理事会に出席し、意見を述べることができる。

(会議の権能)

第19条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更の承認

(5) 事業報告及び活動決算の承認

(6) 役員の選任又は解任、職務、報酬

- (7) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他運営に関する重要事項
- 2 理事会は、次の事項を議決する。
 - (1) 事務局の組織及び運営
 - (2) 事業計画及び活動予算並びにその変更
 - (3) 事業報告及び活動決算
 - (4) 会費の額
 - (5) 総会に付議すべき事項
 - (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(会議の開催)

第20条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求があった場合
 - (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合
 - (3) 第13条第4項第4号の規定に基づき、監事から招集があった場合
- 3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 代表が必要と認めた場合
 - (2) 理事の現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合
 - (3) 第13条第4項第5号の規定に基づき、監事から招集の請求があった場合

(招 集)

第21条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表が招集する。

- 2 総会及び理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面又はファックス、電磁的方法をもって、開会日の7日前までに通知しなければならない。
- 3 理事会の招集については、理事会の議決を経て、代表が定める。
- 4 前条第2項第1号及び第2号又は第3項第2号及び第3号の請求があった場合は、代表は速やかに会議を招集しなければならない。

(会議の運営方法)

第22条 総会及び理事会の運営方法は、この定款に定めるもののほか、別に定める規則による。

(議 長)

第23条 総会及び理事会の議長は、代表がこれにあたる。ただし、第20条第2項第3号の招集があった場合において臨時総会を開催したときは、出席した正会員のうちから議長を選出する。

(定足数)

第24条 総会及び理事会は、構成員の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(議 決)

第25条 総会及び理事会の議事は、出席した構成員の過半数の同意で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 総会及び理事会において、第21条第2項又は第3項の規定により、あらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決等)

第26条 総会及び理事会に出席しない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面又はファックス、電磁的方法、オンライン会議システムをもって表決権を行使ことができ、総会においては他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の規定により表決権を行使する構成員は、第24条及び前条第1項の規定については、出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会及び理事会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した正会員のうちからその総会及び理事会で選出された議事録署名人2名以上が署名し、これを保存しなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、正会員全員が、理事会にあっては理事全員が書面又はファックス、電磁的記録、オンライン会議システムにより同意の意思表示をしたことにより、総会及び理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会または理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会または理事会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第28条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収益
- (4) 資産から生じる収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第29条 本会の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。なお、理事会で必要と認めた場合には、別途、資産を区分する。

(会計の区分)

第30条 本会の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。なお、理事会で必要と認めた場合には、特別会計を設ける。

(事業計画及び活動予算)

第31条 本会の事業計画及び活動予算は、代表が作成し、理事会の議決及び

総会の承認を得なければならない。

2 事業計画及び活動予算の変更は、理事会の議決を経て行う。

(事業報告及び決算)

第32条 本会の事業報告、活動計算書、財産目録及び貸借対照表は、代表が事業終了後に遅滞なく作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の理事会の議決及び総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第33条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第34条 この定款は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経、かつ、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する以下の事項に該当する場合は、所轄庁の認証を受けなければ変更することができない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解 散)

第35条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠乏
 - (4) 合 併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 特定非営利活動促進法第43条の規定による設立の認証の取消
- 2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければ解散できない。

(合 併)

第36条 本会は、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければ合併することができない。

(残余財産の帰属先)

第37条 本会が解散の際に有する残余財産は、総会において出席した正会員

の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人に譲渡するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7章 雑 則

(事務局)

第38条 本会は、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の議決を経て代表が委嘱し、職員は代表が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表が定める。

(公告の方法)

第39条 本会の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法28条の2第1項に規定する貸借対照表の公示については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

(実施規則)

第40条 この定款の実施に関して必要な規則は、理事会の議決を経て、代表が別に定める。

附 則

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

2 本会の設立当初の会員の年会費は、第7条の規定に関わらず、以下の金額とする。

年会費 正会員 3,000円

3 本会の設立当初の役員は、第12条の規定に関わらず、次に掲げる者とする。その任期は、第14条の規定に関わらず、設立日から平成17年3月31日までとする。

代	表	秋	本	徹
副	代	渡	辺	洋
理	事	児	玉	頼
理	事	平	野	雅
理	事	上	田	雪
理	事	杉	山	美
監	事	小	島	良
監	事	池	田	富
監	事	渡	辺	康

4 本会の設立当初の事業年度は、第32条の規定に関わらず、法人成立の日から平成16年3月31日までとする。

5 本会の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、第30条第1項の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。

6 この定款は、平成17年10月1日から適用する。

7 この定款は、平成24年5月19日から施行する。

8 この定款は、山口県知事の認証のあった日（平成24年8月8日）から施

行する。

- 9 この定款は、平成29年5月22日から施行する。
- 10 この定款は、令和元年5月27日から施行する。
- 11 この定款は、令和3年7月16日から施行する。
- 12 この定款は、令和4年4月11日から施行する。
- 13 この定款は、令和6年8月8日から施行する。

【定款変更の履歴】

- 1 平成15年6月11日施行
- 2 平成17年10月1日変更

第2条（事務所）

＜変更前＞本会は、事務所を山口県山口市大字嘉川1839番地の13に置く。

＜変更後＞本会は、事務所を山口県山口市嘉川1839番地の13に置く。

※市町合併による住所表示の変更に伴う法人事務所所在地の変更

- 3 平成24年5月19日変更
- NPO法改正に伴うもの
○届出事項のため総会の決議後施行

変更後（新）	変更前（旧）
第5章 資産及び会計 （資産の構成） 第27条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。 （1）会費 （2）寄付金品 （3）事業に伴う <u>収益</u> （4）資産から生じる <u>収益</u> （5）その他の <u>収益</u> （事業計画及び活動予算） 第30条 本会の事業計画及び活動予算は、代表が作成し、理事会の議決及び総会の承認を得なければならない。 2 事業計画及び活動予算の変更は、理事会の議決を経て行う。 （事業報告及び決算） 第31条 本会の事業報告、活動計算書、財産目録及び貸借対照表は、代表が事業終了後に遅滞なく作成し、監事の監査を経た上、当該	第5章 資産及び会計 （資産の構成） 第27条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。 （1）会費 （2）寄付金品 （3）事業に伴う <u>収入</u> （4）資産から生じる <u>収入</u> （5）その他の <u>収入</u> （事業計画及び収支予算） 第30条 本会の事業計画及び収支予算は、代表が作成し、理事会の議決及び総会の承認を得なければならない。 2 事業計画及び収支予算の変更は、理事会の議決を経て行う。 （事業報告及び決算） 第31条 本会の事業報告、 <u>収支</u> 計算書、財産目録及び貸借対照表は、代表が事業終了後に遅滞なく作成し、監事の監査を経た上、当該

事業年度終了後の理事会の議決及び総会の承認を得なければならない。	事業年度終了後の理事会の議決及び総会の承認を得なければならない。
----------------------------------	----------------------------------

4 平成24年8月8日変更（山口県知事の認証）

①NPO法改正に伴うもの ②役員任期の伸長規定の採用 ③ファックス及び電磁的方法の採用	変更前（旧）
変更後（新）	
第4章 会 議 (会議の権能) 第18条 総会は、次の事項を議決する。 (1)～(3) 略 (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更の承認 (5) 事業報告及び活動決算の承認 (6)～(8) 略 2 理事会は、次の事項を議決する。 (1) 略 (2) 事業計画及び活動予算並びにその変更 (3) 事業報告及び活動決算 (4)～(7) 略 (議事録) 第26条 総会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した正会員のうちからその総会で選出された議事録署名人2名以上が署名し、これを保存しなければならない。 2 前項の規定に関わらず、正会員全員が書面又はファックス、電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 <u>(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容</u>	第4章 会 議 (会議の権能) 第18条 総会は、次の事項を議決する。 (1)～(3) 略 (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更の承認 (5) 事業報告及び収支決算の承認 (6)～(8) 略 2 理事会は、次の事項を議決する。 (1) 略 (2) 事業計画及び収支予算並びにその変更 (3) 事業報告及び収支決算 (4)～(7) 略 (議事録) 第26条 総会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した正会員のうちからその総会で選出された議事録署名人2名以上が署名し、これを保存しなければならない。

- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第33条 この定款は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経、かつ、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する以下の事項に該当する場合は、所轄庁の認証を受けなければ変更することができない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

第6章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第33条 この定款は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経、かつ、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を受けなければ変更することができない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

②役員任期の伸長規定の採用。

変更後（新）	変更前（旧）
第3章 役員 （任期等） 第14条 略 2 <u>前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。</u> 3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、<u>第1項の規定に関わらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。</u> 4 役員は、辞任又は任期満了の後においても、第11条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。	第3章 役員 （任期等） 第14条 略 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、<u>前項の規定に関わらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。</u> 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、第11条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

③ファックス及び電磁的方法の採用

変更後（新）	変更前（旧）
第4章 会議 （招集） 第20条 略 2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面又はファックス、<u>電磁的方法をもって、開会日の7日前までに通知しなければならない。</u> 3 略 4 略 （書面表決等） 第25条 総会及び理事会に出席しない構成員は、あらかじめ通知された事項について、<u>書面又はファックス、電磁的方</u>	第4章 会議 （招集） 第20条 略 2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した<u>書面を、開会日の7日前までに発して行わなければならない。</u> 3 略 4 略 （書面表決等） 第25条 総会及び理事会に出席しない構成員は、あらかじめ通知された事項について、<u>書面</u>をもって表決権を行使する

法をもって表決権を行使することができる。	ことができる。
2 略	2 略

5 平成29年5月22日変更

① 変更漏れによるもの

変更後（新）	変更前（旧）
第6章 定款の変更、解散等 （解 散） 第34条 略 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) <u>破産手続き開始の決定</u> (6) 略 2 略 3 略	第6章 定款の変更、解散等 （解 散） 第34条 略 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) <u>破産</u> (6) 略 2 略 3 略

② NPO法改正に伴うもの

変更後（新）	変更前（旧）
第7章 雑則 （公示の方法） 第38条 本会の公示は、官報に掲載して行う。 <u>ただし、法28条の2第1項に規定する貸借対照表の公示については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。</u>	雑則 （公示の方法） 第38条 本会の公示は、官報に掲載して行う。

6 令和元年5月27日変更

① 賛助会員の新設

変更後（新）	変更前（旧）
第2章 会員 （会員の種類） 第6条 本会には、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動推進法上の社員とす	第2章 会員 （会員の種類） 第6条 本会には、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動推進法上の社員とす

る。 (1) <u>正会員 本会の目的に賛同し、活動推進を図るために入会した個人。</u> (2) <u>賛助会員 本会の目的に賛同する個人及び法人・団体。</u>	る。 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人
---	---------------------------------------

7 令和3年7月16日変更

①特定非営利活動の種類追加

変更後（新）	変更前（旧）
第1章 総 則 （特定非営利活動の種類） 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表第12号に掲げる「<u>保健、医療又は福祉の増進を図る活動</u>」「<u>まちづくりの推進を図る活動</u>」「<u>子どもの健全育成を図る活動</u>」及び「特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」を行う。	第1章 総 則 （特定非営利活動の種類） 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表第12号に掲げる「<u>まちづくりの推進を図る活動</u>」及び「特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」を行う。

②役員報酬の追加

変更後（新）	変更前（旧）
第3章 役 員 （報酬等） 第16条 役員は、その総数の3分の1の範囲内で報酬を受けることができる。 2 <u>役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。</u> 3 <u>前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。</u>	第3章 役 員

③条ずれ

変更後（新）	変更前（旧）
--------	--------

第4章 会 議

(会議の種別)

第17条 (現行どおり)

(会議の構成)

第18条 (現行どおり)

(会議の権能)

第19条 (現行どおり)

(会議の開催)

第20条 (現行どおり)

(招 集)

第21条 (現行どおり)

(会議の運営方法)

第22条 (現行どおり)

(議 長)

第23条 総会及び理事会の議長は、代表がこれにあたる。ただし、第20条第2項第3号の招集があった場合において臨時総会を開催したときは、出席した正会員のうちから議長を選出する。

(定足数)

第24条 (現行どおり)

(議 決)

第25条

2 総会及び理事会において、第21条第2項又は第3項の規定により、あらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

(書面表決等)

第26条

2 前項の規定により表決権を行使する構成員は、第24条及び前条第1項の規定については、出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 (現行どおり)

第5章 資産及び会計

第4章 会 議

(会議の種別)

第16条 (条文省略)

(会議の構成)

第17条 (条文省略)

(会議の権能)

第18条 (条文省略)

(会議の開催)

第19条 (条文省略)

(招 集)

第20条 (条文省略)

(会議の運営方法)

第21条 (条文省略)

(議 長)

第22条 総会及び理事会の議長は、代表がこれにあたる。ただし、第19条第2項第3号の招集があった場合において臨時総会を開催したときは、出席した正会員のうちから議長を選出する。

(定足数)

第23条 (条文省略)

(議 決)

第24条

2 総会及び理事会において、第20条第2項又は第3項の規定により、あらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

(書面表決等)

第25条

2 前項の規定により表決権を行使する構成員は、第23条及び前条第1項の規定については、出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 (条文省略)

第5章 資産及び会計

(資産の構成) 第 2 8 条 (現行どおり) (資産の区分) 第 2 9 条 (現行どおり) (会計の区分) 第 3 0 条 (現行どおり) (事業計画及び活動予算) 第 3 1 条 (現行どおり) (事業報告及び決算) 第 3 2 条 (現行どおり) (事業年度) 第 3 3 条 (現行どおり) 第6章 定款の変更、解散等 (定款の変更) 第 3 4 条 (現行どおり) (解 散) 第 3 5 条 (現行どおり) (合 併) 第 3 6 条 (現行どおり) (残余財産の帰属先) 第 3 7 条 (現行どおり) 第7章 雑 則 (事務局) 第 3 8 条 (現行どおり) (公告の方法) 第 3 9 条 (現行どおり) (実施規則) 第 4 0 条 (現行どおり)	(資産の構成) 第 2 7 条 (条文省略) (資産の区分) 第 2 8 条 (条文省略) (会計の区分) 第 2 9 条 (条文省略) (事業計画及び活動予算) 第 3 0 条 (条文省略) (事業報告及び決算) 第 3 1 条 (条文省略) (事業年度) 第 3 2 条 (条文省略) 第6章 定款の変更、解散等 (定款の変更) 第 3 3 条 (条文省略) (解 散) 第 3 4 条 (条文省略) (合 併) 第 3 5 条 (条文省略) (残余財産の帰属先) 第 3 6 条 (条文省略) 第7章 雑 則 (事務局) 第 3 7 条 (条文省略) (公告の方法) 第 3 8 条 (条文省略) (実施規則) 第 3 9 条 (条文省略)
---	--

8 令和 4 年 3 月 1 0 日

①事務所 所在地の変更

変更後 (新)	変更前 (旧)
第1章 総 則 (事務所) 第 2 条 本会は、事務所を山口市に置く。	第1章 総 則 (事務所) 第 2 条 本会は、事務所を山口県山口市嘉川 1 8 3 9 番地の 1 3 に置く。

9 令和 4 年 4 月 1 1 日

①理事の選任に関する項目の追加

変更後 (新)	変更前 (旧)
---------	---------

第3章 役 員

(選任等)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表及び副代表は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 他の同一の団体で理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない

5 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

第3章 役 員

(選任等)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表及び副代表は、理事の互選とする。

3 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

②理事会の招集について追加

変更後 (新)	変更前 (旧)
第4章 会 議 (招集) 第21条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表が招集する。 2 総会及び理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面又はファックス、電磁的方法をもって、開会日の7日前までに通知しなければならない。	第4章 会 議 (招集) 第21条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表が招集する。 2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面又はファックス、電磁的方法をもって、開会日の7日前までに通知しなければならない。

③オンライン会議と委任について追加

変更後 (新)	変更前 (旧)
---------	---------

(書面表決等)

第26条 総会及び理事会に出席しない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面又はファックス、電磁的方法、オンライン会議システムをもって表決権を行使することができ、総会においては他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 略

(書面表決等)

第26条 総会及び理事会に出席しない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面又はファックス、電磁的方法をもって表決権を行使することができる。

2 略

④理事会の議事録について追加

変更後（新）	変更前（旧）
(議事録) 第27条 総会及び理事会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した正会員のうちからその総会及び理事会で選出された議事録署名人2名以上が署名し、これを保存しなければならない。 2 前項の規定に関わらず、正会員全員が、<u>理事会にあっては理事全員が書面又はファックス、電磁的記録、オンライン会議システムにより同意の意思表示をしたことにより、総会及び理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</u> (1) <u>総会または理事会の決議があったものとみなされた事項の内容</u> (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称 (3) <u>総会または理事会の決議があったもの</u>	(議事録) 第27条 総会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した正会員のうちからその総会で選出された議事録署名人2名以上が署名し、これを保存しなければならない。 2 前項の規定に関わらず、正会員全員が書面又はファックス、電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容 (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称 (3) 総会の決議があったものとみなされた日 (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

とみなされた日 (4) 議事録の作成に係 る職務を行った者の 氏名	
--	--

1 0 令和 6 年 8 月 8 日

① 会議の開催についての変更

変更後（新）	変更前（旧）
(会議の開催) 第 2 0 条 通常総会は、毎年 1 回、 毎事業年度終了後 <u>3 ヶ月</u> 以内に開 催する。	(会議の開催) 第 2 0 条 通常総会は、毎年 1 回、 毎事業年度終了後 2 ヶ月以内に開 催する。

1 1 現段階では空欄とし、認証後に日付を記載する。

① 特定非営利活動の種類

変更後（新）	変更前（旧）
第 4 条 本会は、前条の目的を達 成するため、特定非営利活 動促進法第 2 条別表に掲げ る「保健、医療又は福祉の 増進を図る活動」「 <u>社会教育 の推進を図る活動</u> 」「 <u>まちづ くりの推進を図る活動</u> 」「 <u>人 権の擁護又は平和の推進を 図る活動</u> 」「 <u>子どもの健全育 成を図る活動</u> 」「 <u>職業能力の 開発又は雇用機会の拡充を 支援する活動</u> 」及び「特定 非営利活動を行う団体の運 営又は活動に関する連絡、 助言又は援助の活動」を行 う。	第 4 条 本会は、前条の目的を達 成するため、特定非営利活 動促進法第 2 条別表 <u>第 1 2 号</u> に掲げる「保健、医療又 は福祉の増進を図る活動」 「 <u>まちづくりの推進を図る 活動</u> 」「 <u>子どもの健全育成 を図る活動</u> 」及び「特定非 営利活動を行う団体の運営 又は活動に関する連絡、助 言又は援助の活動」を行う。

② 事業の追加

変更後（新）	変更前（旧）
第 5 条 本会は、第 3 条の目的を 達成するため、次の事業を行う。 (1) <u>市民活動に関すること</u> ① 市民のまちづくり意識向上 のしくみづくり事業	第 5 条 本会は、第 3 条の目的を 達成するため、次の事業を行う。 ① 市民のまちづくり意識向上の しくみづくり事業

② 市民のまちづくり参加のしくみづくり事業 ③ 市民のまちづくり活動展開のしくみづくり事業 (2) <u>その他の特定非営利活動に関すること</u> ① <u>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく要配慮者の居住の支援に係る事業（居住支援法人）</u> ② <u>児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）</u> ③ <u>子育て短期支援事業・夜間養育事業</u> ④ <u>放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）</u> (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業	②市民のまちづくり参加のしくみづくり事業 ③市民のまちづくり活動展開のしくみづくり事業 ④その他、本会の目的を達成するために必要な事業
--	--

2025（令7）年度

（R7/4/1-R8/3/31）

事業計画・活動予算書等

（案）

目 次

1 事業計画

（1）事業計画

- ①全 体 1p
- ②山口市市民活動支援センター「さぼらんて」 2p
- ③ほっとさろん中市「まちのえき」 8p
- ④こども明日花プロジェクト 10p

（2）役職員体制図 12p

2 活動予算

- （1）活動予算書 13p
- （2）事業別予算内訳 14p

■ 法人全体事業計画 ■

特定非営利活動法人山口せわやきネットワークは令和5年6月で20周年を迎えた。

今後も、市民のまちづくり意識の向上、参加のきっかけづくり、活動展開を支援し、市民の自由意志と責任で、誰もがお互いの幸せを考え、安心して暮らせる新しい社会システムの構築に向けて活動する。

4年余り続いたコロナ禍は活動に大きな影響を与えたが、2023年5月のコロナ5類移行に伴い、活動は以前の状態に戻ってきている。こども明日花事業は、コロナ禍でひとり親家庭支援などに様々な助成金等を活用してきたが、今後も支援継続のために、寄付等の支援を呼び掛け、財源確保等に努めていく。

また、法人ホームページを通じた賛助会員募集、さぼらんての公式LINEアカウントの活用など、引き続き、ネット等の活用による情報発信や寄付集めに取り組む。

山口市内の個人や団体が活動しやすい環境を整え、効率的な情報発信や組織運営等に関する支援などニーズに応えるとともに、職員の健康管理や効率的な業務遂行を図り、安定した運営に努めていく。

1 会 議

(1) 総会

年1回開催(5月)

(2) 理事会

年3回開催(4月、10月、2月)

2 事 業

(1) 山口市市民活動支援センター「さぼらんて」に関する事業《定款事業①②③》

○2024年度山口市市民活動支援センター運営事業

◇山口市(協働推進課)委託事業

(2) ほっとさろん中市「まちのえき」に関する事業《定款事業①》

○2024年度高齢者等交流施設運営事業

◇山口市(高齢福祉課)委託事業

(3) こども明日花プロジェクトに関する事業《定款事業②③》

○「こども明日花プロジェクト」(学習支援・生活支援・居場所づくり)

◇寄附：ファンドレイジングにより、社会問題解決に取り組む事業

◇委託：山口市子どもの居場所・学習支援事業(山口市こども未来課)

◇委託：山口市見守り強化事業(山口市子育て保健課)

◇委託：山口県地域こどもの居場所づくり体制強化事業(山口県こども家庭課)

◇自主：子どもの地域包括支援仕組みづくり・普及啓発・中間支援

◇助成：コロナ禍や物価高騰等による困窮や孤立防止＜WAM助成(補正予算)＞

◇助成：休眠預金通常枠(むすびえ)県こども食堂ネットワーク関連

◇助成：日本財団子ども第三の居場所助成事業(Waku② BASE)

◇その他の助成金事業＜中央共同募金会、山口県共同募金会など＞

(4) その他市民活動事業《定款事業①②》

○講師等派遣事業

市民活動・NP0に関わる講座・委員会等への役職員を派遣

山口市市民活動支援センター「さぼらんて」事業計画

I 運営方針

1. 山口市協働推進プランの位置づけ（抜粋）

（1）目指す協働による地域づくりの姿

地域を思い、人々が集い行動する「地域経営」へ

～共に話し、共に汗をかく～

（将来にわたり安心して暮らし続けることのできる地域社会を目指す）

地域経営の定義

地域全体で地域の将来ビジョンを共有し、地域の課題解決に向けて地域内外の様々な団体が参加、協議し、役割分担しながら、地域の持てる資源（人、もの、金、知恵）を有効活用して地域を動かし、持続的に地域の暮らしを支えていくこと。

（2）後期推進計画

基本事業 市民活動の育成と支援の強化

推進項目① 市民活動団体への支援の強化

- ・資金調達に向けたクラウドファンディング等活用講座や各種助成金制度の情報提供
- ・市民活動団体の活動に関心を寄せる市民の増加を促すため、市広報紙での活動周知や市立図書館等の公共施設における展示やパンフレットの設置などの広報活動
- ・NPO 法人の新規設立促進、安定的運営の支援
- ・市民活動支援センターを中心に、市民活動団体の人材育成に向けた取り組みを推進

② 市民活動団体と市との連携体制の構築

- ・市民活動団体と市の担当課等との円卓会議、話し合いの場づくり

③ 各団体間の協働の取組に対する支援

- ・市民活動団体や事業者、地域コミュニティ団体等が互いに連携し、幅広い活動の展開に向けた、市民活動支援センターや地域交流センターにおける連携支援の強化
- ・商工団体等を協働し、事業者に向けた市民活動団体の活動の認知度向上と、市民活動団体と事業者の協働による社会の課題解決に向けたマッチング支援

④ 市民活動支援センターの機能強化及び環境整備

- ・地域と市民活動団体とのマッチング
- ・地域住民が市民活動に参画するためのきっかけとなるプログラムの作成
- ・子どもや若者の社会貢献活動への参加促進プログラムの作成
- ・幅広い世代の市民が交流できる市民活動支援センターの環境整備
- ・市民活動支援センターを中心に、高校生や大学生に対して、地域や市民活動等のボランティアのマッチングを行う仕組みづくりの構築

2. 基本目標

個性豊かで活力のある自立した山口市に向けて、

（1）市民意識の啓発・参画の促進

- ・市民と市民活動団体とのマッチング
- ・HP、SNS によるボランティア情報の充実

- ・若者の社会貢献活動への参加促進のプログラムづくり
- (2) 市民活動団体、地域コミュニティ・企業・行政など多様な主体の連携に向けての話し合いの場づくり
 - ・テーマ型の円卓会議
 - ・企業等との協働促進に向けた意見交換
- (3) NPOの活動基盤の強化・自立支援
 - ・事務局への伴走支援
 - ・資金調達や情報発信の支援
 - ・リモート会議の支援 など

3. 運営上の工夫

- (1) 市民活動支援を通じて活力ある地域社会に貢献するための職務姿勢
 - ① 「市民活動とは?」「市民の自主自立した運営の在り方」などの意義を伝える姿勢
 - ② 市民団体の自主性を尊重し、共に考え寄り添う姿勢
 - ③ 幅広いネットワークを生かし、団体同士や行政、地域、企業とつなぐ姿勢
 - ④ 常に問題意識を持ち続け、自己研鑽を積む姿勢
 - ⑤ 多様な価値観を受け入れ、誠実で対等なコミュニケーションを心がける姿勢
- (2) 職員配慮事項
 - ① 入りやすい雰囲気づくりと声掛け
 - ② プライバシーの保護
 - ③ リサイクルなど環境への配慮
 - ④ 官設民営型センターであることの意識
- (3) よりよい活動支援に向けて
 - ① 協働推進課との定期的な情報交換
 - ② 定期的な職員ミーティング
 - ③ よりよい「中間支援」の在り方に向けた取組
 - ④ 事業開催時の参加者へのアンケート実施
 - ⑤ 団体情報の整理・分類による現状把握と団体のニーズ把握
 - ⑥ 多様な財源確保に向けて支援力の向上

Ⅱ 仕様書に基づく事業分類

1. 施設管理業務

(1) 事業方針

□市民の自由な情報交差点

幅広い世代の市民が気軽に入館し、自由に情報収集や交流ができるレイアウト。

□多様な市民活動を応援

会議・講座はもちろん、専用事務所を持たない市民活動団体の作業場としても、できる限り活動しやすい柔軟な対応。

□官設民営型センターとして運営

山口市協働条例、山口市協働推進プランに基づいた市民活動団体の支援。

(2) 事業内容

- ① 開館日：水曜日及び祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く毎日
但し、土日の祝日は開館する
- ② 開館時間：午前9時30分から午後6時まで
※開館時間外の利用希望にも柔軟に対応する
- ③ 会議室等の使用管理
- ④ コピー機、印刷機、紙折機等の備品の使用及び保守管理業務
- ⑤ 光熱水費及び通信費に係る支払
- ⑥ 施設備品の保守管理、軽微な修繕
- ⑦ センター案内パンフレット及び各種手続き書類の作成
- ⑧ センター利用者の統計資料作成及び市への定期報告

2. 普及・啓発及び情報収集・提供業務

(1) 事業方針

□市民活動の意義をわかりやすく発信

社会から今なぜ市民の自主的活動が期待されているのかその意義を一般市民にもわかりやすく、身近に感じてもらえるように発信。

□対象ごとの情報発信

NPO法人、任意団体、活動に興味のある市民、企業などそれぞれ求める情報が違うのでそれぞれのニーズを意識した発信。

□ホームページ上の情報集積

興味や疑問にダイレクトに応えられるように、コンテンツを分類し、それぞれの入口を明確にして発信。また情報の更新を頻繁に行い、飽きのこないページづくり、わかりやすいページづくりを目指す。

(2) 事業内容

①市民活動に関わる情報収集・整理

- ア 市内の市民活動全般情報
- イ 関係機関情報
- ウ 活動充実コーナー（助成金情報、市民活動お役立ち情報）

②市民活動の活性化を目的とした広報紙を発行

ア 広報紙

- 「ええやん新聞」タブロイド判4Pカラー 年2回発行
（配布先：市内各所、登録団体、関係団体、市内小中・幼保、市内回覧板等 30,000部）
- 「年間事業計画」、「事業報告」、事業実施後の「かわら版」を発行
（登録団体、地域交流センター 300～500部）

③ホームページの効果的な運用

○基本コンテンツ：

- ・「さぼらんとは」「登録団体一覧」「カレンダー」「助成金」「ええやん新聞」
- 「身近な困り事と市民活動」「ボランティアしたい」等

○充実強化コンテンツ：

- ・「団体情報」活用促進と内容充実
- ・「ボランティア募集」の充実

○ソーシャルメディアを活用した情報の拡散

・さぼらんで情報や団体のボランティア募集の拡散

④拠点を活用した市民活動啓発

市民活動団体のミニポスターを作成し、来館者への参加のきっかけを発信

⑤その他の情報発信

○情報発信「Instagram」(浅く広くのビギナー向けボランティア 情報)、「LINE公式アカウント」(継続的なボランティア情報)を活用した発信、FB

○さぼろぐの更新(さぼらんでブログ)

スタッフのつぶやきや市民活動の身近な情報を発信

○事業開催時のプレスリリース

3. 相談業務

(1) 事業方針

□多岐にわたる市民活動相談への円滑な対応

相談内容の記録と整理により、支援ニーズを把握し、専門相談にも対応。

□市民活動の意義を発信できる対応

自分たちが「したい活動」から「社会のニーズを踏まえた公益活動」「社会変革の推進力」として発信できるようにアドバイス。

(2) 事業内容

①相談対応

ア 専門相談：NPO法人運営、組織運営に関する相談

イ 幅広い市民活動に関する相談：助成金をはじめ、市民の巻き込みや情報発信、新規の活動に向けての相談

ウ 市民からの活動への参加や協力などに関する相談

②対応に向けての工夫

ア 相談ケースの検討

イ 相談記録・整理・共有

ウ 登録団体の支援ニーズの分類

※相談内容によっては、他の関係機関、団体等のマッチングを行う。

4. 人材発掘・養成業務

(1) 事業方針

□マネジメント力向上

これからの公共を担っていくために社会的信頼、寄付が得られる市民の組織づくりを支援。

□関係構築力の向上

自分たちの活動を多くの人に知ってもらい、理解者を増やしたいと思っている団体のネットワークづくりや広報力を支援。

□NPO法人の実態把握

NPO法人の事業実態や会計状態を把握、多様な財源確保に向けての支援策を検討。

□次世代育成

大学生、中高生に向けての社会貢献教育のしくみづくり。

(2) 事業内容

①NPO法人設立・運営の支援

- ア 法人設立運営、財源確保に関する相談、研修等の開催
- イ NPO法人の運営指標や情報発信指標に基づく寄り添う個別支援

②市民活動団体の段階ごとの活動を充実するための支援

- ア 市民への理解や支援を得るための「情報発信」「PR 動画制作」の支援や講座の開催
- イ 活動を始めたばかりの団体の活動充実に向けた支援
- ウ 市民活動団体のボランティア募集情報の発信支援

③市民活動団体への伴走支援

- ア 団体勉強会や課題整理への専門家派遣や他の派遣制度の活用
- イ 団体のミッションやビジョンの整理に向けての個別支援

④市民活動や運営に関する情報提供

よくある相談や質問等をHP等で発信

⑤社会課題解決に向けたテーマ型の円卓会議

多様な主体が連携した身近なテーマの対話、対話実践の支援

⑥大学生のインターンシップの受け入れ

学生のニーズを吸い上げ、インターンシッププログラムを充実させ、NPOや地域への学生ボランティアの巻き込みを促進

⑦中高生の社会貢献教育

大学生ファシリテーターを育成して、中高生に向けた問題解決型学習（PBL）の実施

⑧大学連携

市民活動や地域づくりをフィールドとしたPBL実践をコーディネートする他、ボランティア入門等の出前講座の実施

5. 協働促進に関する業務

(1) 事業方針

□協働の土壌づくり

協働は信頼関係と役割分担が明確であることがポイント。まず、お互いを理解し合うこと、協働の意義を知ることでパートナーシップのための対話を促進。

□協働事業の実施

対話を中心として、市民活動団体・大学生や地域との連携・協働事業の企画・実施。

(2) 事業内容

- ①社会課題解決に向けたテーマ型の円卓会議
- ②市民まちづくり講演会・人材育成等への運営協力
- ③地域づくり協議会等へのヒアリング
- ④担当課との定期的情報交換会

6. 事務局支援業務

(1) 事業方針

□拠点を持たない団体の事務局機能を支援

専属の職員や拠点を持たない団体の活動がしやすいように支援。

(2) 事業内容

①登録市民団体へのサービス提供

ア 場等の利用による支援

- a 拠点利用（会議室利用、印刷機、紙折り機、団体BOXなどの利用）
- b 機材利用（プロジェクター、スクリーン、マイクアンプなど）
- c 持ち込みイベント利用

イ 連絡取次機能による支援

- a 連絡取次窓口利用
- b 講座やイベントの申込などの連絡取次窓口の対応

ウ 広報支援

- a さぼらんで発送作業における同封サービス（年2回）
- b マスコミ等への広報活動への助言
- c まちサポ広場（市民活動団体電子図書館）の利用
- d ホームページ等への情報掲載

7. ネットワーク

(1) 事業方針

- 多様な団体の主体性、特性を生かしたネットワークづくり
- 企業等異業種との連携の模索
- 地域づくり協議会や社会福祉協議会などの中間支援組織との連携模索

(2) 事業内容

- ①登録 NPO 法人連携・情報共有
- ②社会課題解決に向けたテーマ型円卓会議（再掲）
- ③夏祭りにおける団体同士の連携によるイベント開催をコーディネート
- ④市民活動団体へのボランティアコーディネート
- ⑤企業と市民活動の連携推進（寄附付き商品「支え人。」プロボノ、ファンドレイジング等）

8. 運営基盤強化

(1) 事業方針

- 情報開示などの支援を通して、市民活動団体との双方向の関係作り
- 中間支援者の育成
NPO法改正、新会計基準を浸透させ、新しい公共を支えるNPO育成に向けて、
中間支援者として課題解決にむけてロジックに整理する力をつける

(2) 事業内容

①市民団体の分類・活用

テーマや規模など多様な団体が、地域へどのような貢献ができるかを整理し、団体のニーズごとの支援策や市民活動団体の地域社会とのマッチングを検討。

②機能充実に向けての専門家等との連携（多様な分野の専門家の巻き込み）

③組織内部の支援内容の共有システムづくり

kintone 等による支援内容や専門性を共有するシステムなど多機能に対応できる体制づくり

④山口市のNPO法人の実態把握（3年毎）

⑤職員指標に基づくスキルを身につけるための各種セミナーへの参加

ほっとさろん中市「まちのえき」に関する事業（案）

1 方針

（1）目的

高齢者が毎日をワクワク楽しめ、人や社会とのつながりを感じ、また生きがいを感じながら、充実した生活が送れるサポート体制づくり

（2）位置付け

山口市中心市街地で、「ひと」と「ひと」を、「ひと」と「まち」をつなぐ市民交流拠点として、「まちのえき」を位置付けます。

（3）運営理念

- ◇すべての方に「ほっ」として帰っていただけるように。
- ◇「まちのえき」を目指して外に出てきていただけるように。
- ◇毎日ワクワクできるような工夫を心がけながら。

（4）目指す機能

<基本機能>

- ①休憩機能…まちなかで「ほっ」と一息つける場を提供します。
- ②交流機能…人と人とが出会い、交流を深める場と機会を提供します。
- ③相談機能…生活や健康に関する相談を受け、アドバイスをを行います。
- ④情報機能…福祉の情報や商店街の情報など、高齢者を対象にした情報発信を行います。

<付加機能>

- ⑤移動支援機能…まちなかにおける移動支援を行います。

（5）目標

交流機能を最重点に置き、情報機能を活用し、幅広いさまざまな交流の創出を目指します。

（6）行動指針

- ◇いつも笑顔で元気よく挨拶をします。
- ◇1つ1つ心を込めて行動します。
- ◇まず、受け入れることから始めます。
- ◇目の前の方の話を真剣に聴きます。
- ◇振り返りを大切にし、それを次に活かします。

2 事業

(1) 施設管理・運営

高齢者から子どもまで、障がいの有無に関係なく、誰もが気軽に交流できるサロンを商店街に設置し、管理・運営を行います。

○開館時間 10:00～16:00

○閉館日 水曜日・日曜日・祝日・盆・年末年始

○施設及び備品類の管理、利用状況統計

(2) 休憩・交流

「ほっ」と一息つける雰囲気を提供を心がけ、利用される方同士の交流の場や機会を提供します。

○お茶の提供 ○会話のきっかけとなるしかけを考える

(3) 健康相談（まちの保健室）

健康相談や健康チェック（血圧測定、体脂肪測定など）を看護師又は保健師が行います。

○開室時間 10:00～16:00（12:00～13:00は昼休み）

○閉室日 水曜日・土曜日・日曜日・祝日・盆・年末年始

○対応方法等を共有するための連絡会議（年3回）

(4) 情報

①「まちのえき」リーフレットの発行

②店頭での情報コーナー設置

③情報誌の発行・発送（まちのえきだより）

(5) 移動機器の貸出（タウンモビリティ）

中心市街地内での移動が苦にならないように、負担を軽減する移動機器（車いすやシルバーカー等）を貸し出します。

令和7年度 こども明日花プロジェクト 事業計画(案)

【委託事業】

1 山口市委託事業 2017年度以降継続

(1) 無料学習会 2021年4月から6カ所(2018年7月以降、市内5ヶ所)

①湯田、②平川、③小郡、④大内、⑤宮野 + ⑥阿知須

※②平川は、令和6年度から平川地域交流センターが改修工事に入り、利用できないため、当面、①湯田(なのはなハウス)と統合し実施(5カ所に)

(2) 居場所づくり「なのはなクラブ」

(3) 見守り強化事業 (2020年度以降)

2 山口県委託事業「地域こどもの居場所づくり体制強化事業」(2年目)

「山口県子ども子育て応援ファンド(こども食堂特別枠)」助成事務受託

【自主事業】

3 普及啓発・人材育成、中間支援

(1) 地域円卓会議<兼ボランティア研修会> 年2回開催

(2) あすはなカレッジ(若き担い手養成研修)

(3) こども応援ミーティング(こども支援の関係機関の合同作戦会議)

(4) ひとり親家庭支援

・シングルカフェ(ひとり親家庭意見交換・研修など)

・「サンタのケーキ便」「ごちそうさまプロジェクト」

(5) 地域包括支援事業(地域づくり、しくみづくり)

4 広報・資金調達

(1) ホームページ、SNSの活用

(2) チラシ、パンフレット、活動報告書

(3) 情報発信・資金調達(企業訪問、クラウドファンディング、募金箱等)

【助成金事業】

<WAM助成(令和6年度補正予算)事業(補正3年目)>

5 コロナ禍や物価高騰等から生活を守り、孤立や孤独を防ぐ

(1) こども食堂・地域食堂(山口市内3か所、毎月1回)

(2) 小郡中・宮野中「学校朝ごはんプロジェクト」(毎週1回)

(3) 松風館高校での食事提供・校内居場所カフェ

(4) タブレット学習支援(タブレット等貸出、オンライン学習)

6 コロナ禍→物価高騰のひとり親家庭支援事業※2020年度以降、民間助成金活用

(1) みんなにエール! 弁当

(2) フードパントリー

<その他、助成金事業>

7 県こども子育て応援ファンド助成金(こども食堂特別枠: スキルアップ研修)

8 こども家庭庁「ひとり親家庭等への食支援事業」(中間支援団体 申請)

9 (日本財団) 子ども第三の居場所・拠点 運営事業(助成なし1年目)

10 日本財団第三の居場所・山口市大内拠点 建設・車両・運営(1年目)

11 山口県共同募金会テーマ募金(明日花、県ネットワーク)

12 中央共同募金会「居場所がなくなった」居住支援(2025年12月まで)

【こども食堂 県ネットワーク関連】

13 休眠預金通常枠2023(むすびえ)助成金(3カ年、2年目)

居場所のインパクト評価と地域活性化

14 全国こども食堂支援センターむすびえ・こども食堂基金(申請予定)

15 管理費等

(1) 職員人件費(常勤5名、パート3名、インターン3名)、職員研修費用

(2) 拠点(湯田)家賃、光熱水費等、(萩)家賃・駐車場利用料他

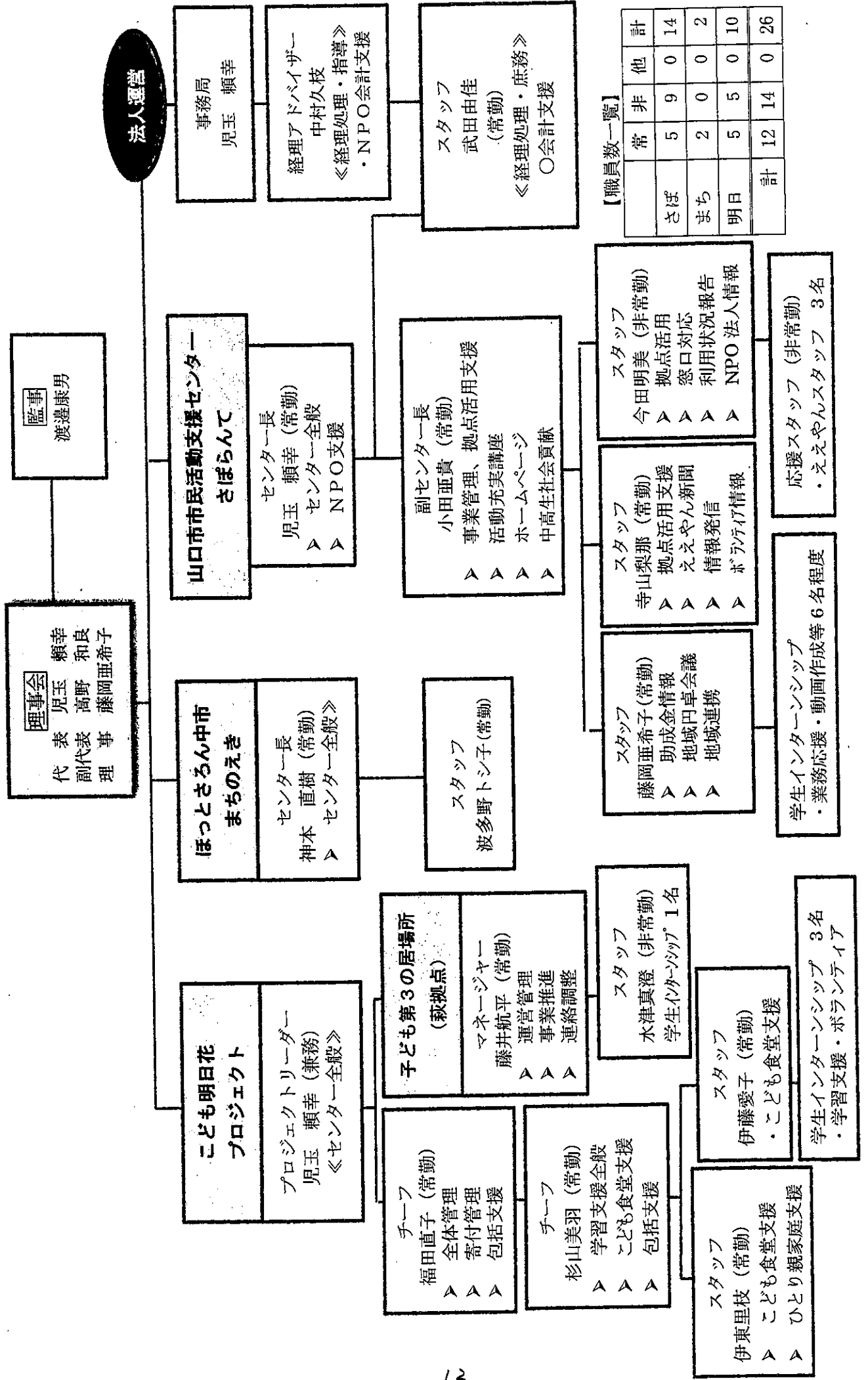
16 ベルアグリ基金「こども食堂支援事業」

JA直場所等での購入代金を助成

17 山口市こども食堂ネットワーク補助事業(事務局)

研修、普及促進、交流事業他

特定非営利活動法人山口せわやきネットワーク 令和7（2025）年度 役職員体制



特定非営利活動法人山口せわやきネットワーク

2026（令和8）年度 事業計画（案）

2025年6月15日現在

1 法人（会議）

- （1）総会 年1回開催（5月）
- （2）理事会 年3回開催（4月、10月、2月）

2 事業

（1）山口市市民活動支援センター「さぼらんて」に関する事業

○2026年度山口市市民活動支援センター運営事業（山口市協働推進課委託事業）

- ・施設管理業務
- ・普及・啓発及び情報収集・提供業務
- ・相談業務
- ・人材発掘・養成業務
- ・協働促進に関する業務
- ・事務局支援業務
- ・ネットワーク
- ・運営基盤強化

（2）ほっとさろん中市「まちのえき」に関する事業

○2026年度高齢者等交流施設運営事業（山口市高齢福祉課委託事業）

- ・施設管理・運営
- ・休憩・交流
- ・健康相談（まちの保健室）
- ・情報
- ・移動機器の貸出

（3）こども明日花プロジェクトに関する事業

○「こども明日花プロジェクト」（学習支援・生活支援・居場所づくり）

- ・学習支援・居場所づくり（山口市こども未来課委託事業）
- ・地域こどもの居場所づくり体制強化（山口県こども家庭課委託事業）
- ・子どもの地域包括支援
- ・普及啓発・人材発掘
- ・こども第三の居場所

（4）その他市民活動事業

活 動 予 算 書

○2025年度 予算書等

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

- ・ 活動予算書
- ・ 事業別予算内訳

特定非営利活動法人 山口せわやきネットワーク

令和7年度 活動予算書(案) 2025年3月30日現在

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

科 目		金 額	
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	185,000	185,000	
2 受取寄付金			
受取寄付金	9,596,000	9,596,000	
3 事業収益			
自主事業収益	5,526,000		
受託事業収益	50,153,880	55,679,880	
4 助成金			
助成金	95,000,000	95,000,000	
5 その他収益			
受取利息	0	0	
経常収益計			160,460,880
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
人件費	41,607,000		
通勤費	601,000		
法定福利費	6,474,000		
福利厚生費	1,193,000		
人件費計	49,875,000		
(2)その他経費			
委託費	10,147,000		
諸謝金	9,342,000		
印刷製本費	1,040,000		
旅費交通費	1,430,000		
通信運搬費	2,243,000		
消耗品費	2,723,000		
消耗什器備品費	5,543,000		
光熱水費	2,014,000		
地代家賃	3,760,000		
賃借料	1,176,000		
保険料	470,000		
諸会費	834,000		
新聞図書費	307,000		
支払手数料	140,000		
支払助成金	200,000		
修繕費	40,000,000		
研修費	260,000		
材料費	310,000		
食材費	16,000,000		
広告宣伝費	3,500,000		
車両費	3,500,000		
会議費	203,000		
減価償却費	2,000,000		
租税公課	3,110,813		
雑費	324,000		
その他経費計	110,576,813		
事業費計		160,451,813	
2 管理費			
(1)人件費			
人件費	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
会議費	0		
租税公課	0		
支払手数料	0		
雑費	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			160,451,813
当期経常増減額			9,067
法人税等納税額			71,000
当期正味財産増減額			△ 61,933
前期繰越正味財産額			10,222,514
次期繰越正味財産額			10,160,581

■2025年度 特定非営利活動法人山口せわやきネットワーク事業別活動予算

科 目	一 般	寄付事業	さばらんて	まちのえき	こども明日花	合 計
I 経常収益						
1 受取会費	185,000					185,000
2 受取寄付金		9,500,000		96,000		9,596,000
3 事業収益						
自主事業収益	30,000		72,000	2,424,000	3,000,000	5,526,000
受託事業収益			23,100,000	9,253,880	17,800,000	50,153,880
4 助成金					95,000,000	95,000,000
5 その他収益						0
受取利息						0
経常収益計	215,000	9,500,000	23,172,000	11,773,880	115,800,000	160,460,880
II 経常費用						
1 事業費						
(1)人件費						
人件費			14,450,000	5,657,000	21,500,000	41,607,000
通勤費				101,000	500,000	601,000
法定福利費			2,340,000	934,000	3,200,000	6,474,000
福利厚生費			535,000	158,000	500,000	1,193,000
人件費計	0	0	17,325,000	6,850,000	25,700,000	49,875,000
(2)その他経費						0
委託費			647,000		9,500,000	10,147,000
諸謝金			365,000	977,000	8,000,000	9,342,000
印刷製本費			540,000		500,000	1,040,000
旅費交通費			170,000	60,000	1,200,000	1,430,000
通信運搬費		10,000	300,000	83,000	1,850,000	2,243,000
消耗品費	5,000		348,000	120,000	2,250,000	2,723,000
消耗什器備品費			543,000		5,000,000	5,543,000
光熱水費			930,000	284,000	800,000	2,014,000
地代家賃				2,160,000	1,600,000	3,760,000
賃借料			56,000	370,000	750,000	1,176,000
保険料				20,000	450,000	470,000
諸会費			574,000	60,000	200,000	834,000
新聞図書費			150,000	7,000	150,000	307,000
支払手数料		50,000			90,000	140,000
支払助成金					200,000	200,000
修繕費					40,000,000	40,000,000
研修費			60,000		200,000	260,000
材料費				210,000	100,000	310,000
食材費					16,000,000	16,000,000
広告宣伝費					3,500,000	3,500,000
車両費					3,500,000	3,500,000
会議費	3,000				200,000	203,000
減価償却費					2,000,000	2,000,000
租税公課			1,070,000	540,813	1,500,000	3,110,813
雑費		20,000	22,000	32,000	250,000	324,000
その他経費計	8,000	80,000	5,775,000	4,923,813	99,790,000	110,576,813
事業費計	8,000	80,000	23,100,000	11,773,813	125,490,000	160,451,813
2 管理費						
(1)人件費						
人件費						0
人件費計	0	0	0	0	0	0
(2)その他経費						
会議費						0
租税公課						0
支払手数料						0
雑費						0
その他経費計	0	0	0	0	0	0
管理費計	0	0	0	0	0	0
経常費用計	8,000	80,000	23,100,000	11,773,813	125,490,000	160,451,813
当期経常増減額	207,000	9,420,000	72,000	67	△ 9,690,000	9,067

■R. 8(2026) 年度 特定非営利活動法人山口せわやきネットワーク事業別活動予算書

科 目	一 般	寄付事業	さぼらんて	まちのえき	こども明日花	合 計
I 経常収益						
1 受取会費	150,000					150,000
2 受取寄付金		9,500,000		120,000	2,000,000	11,620,000
3 事業収益						
自主事業収益			150,000	2,000,000	2,000,000	4,150,000
受託事業収益			23,000,000	9,250,000	17,000,000	49,250,000
4 助成金					36,000,000	36,000,000
5 その他収益						0
受取利息						0
経常収益計	150,000	9,500,000	23,150,000	11,370,000	57,000,000	101,170,000
II 経常費用						
1 事業費						
(1)人件費						
人件費			15,000,000	5,300,000	25,000,000	45,300,000
通勤費				100,000	800,000	900,000
法定福利費			2,100,000	885,000	3,800,000	6,785,000
福利厚生費			500,000	250,000	200,000	950,000
人件費計	0	0	17,600,000	6,535,000	29,800,000	53,935,000
(2)その他経費						0
委託費			662,000		11,500,000	12,162,000
諸謝金			365,000	900,000	5,000,000	6,265,000
印刷製本費		30,000	400,000		1,000,000	1,430,000
旅費交通費		100,000	182,000	60,000	1,200,000	1,542,000
通信運搬費			486,000	107,000	1,250,000	1,843,000
消耗品費			300,000	212,000	2,000,000	2,512,000
消耗什器備品費			542,000		500,000	1,042,000
光熱水費			740,000	305,000	400,000	1,445,000
地代家賃				2,160,000	1,400,000	3,560,000
賃借料			40,000	193,000	150,000	383,000
保険料				20,000	320,000	340,000
諸会費		24,000	568,000	67,000	150,000	809,000
新聞図書費			85,000	7,000	500,000	592,000
支払手数料		10,000			120,000	130,000
材料費				248,000		248,000
食材費					8,000,000	8,000,000
広告宣伝費					2,000,000	2,000,000
会議費					300,000	300,000
減価償却費						0
租税公課			1,070,000	528,000	590,000	2,188,000
雑費			110,000	28,000	30,000	168,000
その他経費計	0	164,000	5,550,000	4,835,000	36,410,000	46,959,000
事業費計	0	164,000	23,150,000	11,370,000	66,210,000	100,894,000
2 管理費						
(1)人件費						
人件費						0
人件費計	0	0	0	0	0	0
(2)その他経費						
会議費	3,000					3,000
租税公課						0
支払手数料						0
雑費						0
その他経費計	3,000	0	0	0	0	3,000
管理費計	3,000	0	0	0	0	3,000
経常費用計	3,000	164,000	23,150,000	11,370,000	66,210,000	100,897,000
当期経常増減額	147,000	9,336,000	0	0	△ 9,210,000	273,000